

以下は、ミラクロンジャパンサプライがお客様に機器、サポートサービス、消耗品を提供する際の使用条件です。お客様は以下に含まれるミラクロンジャパンサプライの使用条件に同意するものとします。

## ミラクロンジャパンサプライの契約条件 (T&C)

### 1. 定義、解釈、および矛盾。

1.1. 本契約において大文字の用語が使用されている場合、文脈に別段の定めがない限り、以下の定義が適用されます。

「**契約**」とは、ミラクロンジャパンサプライの承認を受けた代表者およびお客様が署名した製品の提供に関する（すべての適用可能なスケジュールと本ミラクロンジャパンサプライT&Cを含む）賃貸契約を意味します。

「**適用法**」とは、本契約に含まれる製品に適用される、随時改正されるあらゆる国のすべての法律を意味します。これには、民法、慣習法、国際法および地方、国内または国際的な当局の規制が含まれますがこれらに限定はされません。

「**認定保守技術者**」および「**認定オペレーター**」とは、現時点でミラクロンジャパンサプライによって認定されているすべての認定トレーニング（該当する新製品、サービスおよびソフトウェア、更新されたトレーニングを含む）をお客様の費用で正常に完了した個人を意味します。

「**設置の完了**」とは、機器およびソフトウェアについて、機器および/またはソフトウェアが納入され、設置されており、自身で設置可能な機器および/またはソフトウェアを除き、機器の動作について1回のテストがミラクロンジャパンサプライによって正常に完了していることを意味します。ここでは納品日を意味します。

「**機密情報**」とは、機密としてマークされているあらゆる情報、またはその性質上明らかに機密であると思われる情報を意味します。以下を含みますがこれに限定されません。事業に関わる財務および業務情報（システムパスワードを含む）、未発表のテスト製品、製品に関する図面、設計またはマニュアル、ミラクロンジャパンサプライまたはお客様のサービス、業務、価格、サービス情報、設計権、営業秘密、および直接的または間接的に問わず、開示当事者によって受領当事者に開示される情報（書面、口頭、またはその他の手段によるものであるかどうかを問わない）。

「**消耗品**」通常は機器の使用中に消費される媒体（フィルム、紙、板、布、プラスチック、デジタル媒体、転写媒体、校正用媒体およびその他の画像形成可能な基材を含む）、化学薬品、フィルタ、電球を意味します。

「**お客様交換可能ユニット**」とは、ミラクロンジャパンサプライによる必要なオンサイトでの支援なしで、ミラクロンジャパンサプライによって決定される、お客様によって交換可能な機器のコンポーネントを意味します。

「**納入**」とは、機器、ソフトウェア、消耗品についてはお客様の施設の地上1階へのDAP（仕向地持ち込み渡し Incoterms® 2020）、および部品についてはミラクロンジャパンサプライの倉庫へのFGA（運送人渡し Incoterms® 2020）を意味します。

「**開示当事者**」とは、機密情報を開示する当事者を意味します。

「**有効日**」とは、本契約に示された有効日を意味し、日付が記されていない場合は、両当事者による本契約の最終日を意味します。

「**機器**」とは、スケジュール「機器、ソフトウェア、およびプロフェッショナルサービス」に記載される、お客様が購入/レンタル/リースするハードウェアを意味します。(ii) お客様がサポートサービスを受ける、サポートプラン対象のハードウェア。

「**製品**」とは、機器、ソフトウェア、消耗品、部品および/または未発売のテスト製品を意味します。

「**当初の賃貸期間**」とは、本契約署名ページに示された当初の賃貸期間を意味します。

「**賃貸期間**」とは、本ミラクロンジャパンサプライT&Cのセクション3.1に記載されたものを意味します。

「**ミラクロンジャパンサプライT&C**」とは、これらの購入条件を意味します。

「**お客様交換不可能ユニット**」とは、ミラクロンジャパンサプライの支援なしではお客様が交換不可能なコンポーネントを意味します。

「**部品**」とは、機器で使用される消耗品以外の交換部品を意味します。

「**当事者**」とはミラクロンジャパンサプライまたはお客様を意味し、「**両当事者**」とはミラクロンジャパンサプライおよびお客様を意味します。

「**製品**」とは、商品および/またはサービスを意味します。

「**受領当事者**」とは、機密情報を受領する当事者を意味します。

「**スケジュール**」とは、本契約のスケジュールを意味します。

「**サービス料金**」とは、本契約およびスケジュール「テクニカルサポートプラン」に規定されているサポートサービスに対して、お客様がミラクロンジャパンサプライに支払う定期的な料金を意味します。

「**サービス**」とは、サポートサービス、トレーニング、スタートアップアシスタンス、およびプロフェッショナルサービスを意味します。

「**サイト**」とは、ミラクロンジャパンサプライによって機器および/またはソフトウェアが設置されているお客様の場所、またはミラクロンジャパンサプライによって機器および/またはソフトウェアが納入されている場所でミラクロンジャパンサプライによって設置されていない場所、または元々そこに存在していた機器および/またはソフトウェアをミラクロンジャパンサプライが納入しなかった場所を意味します。

「**ソフトウェア**」とは、(i) 機器に含まれるソフトウェア、(ii) ミラクロンジャパンサプライのソフトウェアまたは機器に埋め込まれたサードパーティソフトウェア、(iii) スケジュール「機器、ソフトウェアおよびプロフェッショナルサービス」に示されるすべてのソフトウェア、(iv) ミラクロンジャパンサプライが独自の裁量でお客様に提供するソフトウェアのあらゆる変更、および(v) すべてのユーザー資料およびその他の文書、(vi) クラウドプラットフォームを意味します。

「**ソフトウェアサポートライセンス**」とは、ソフトウェアアップデートまたはソフトウェアアップグレードをダウンロードまたはインストールするためのライセンスを意味します。また、ソフトウェアサポートライセンスは、特定の種類のソフトウェアサポートライセンスごとの使用権を設定します。

「**ソフトウェアアップデート**」とは、ソフトウェアまたは機器のマイナーな修正、改良および変更を提供する、オブジェクトコード形式のソフトウェアまたはファームウェアのリリースを意味します。

「**ソフトウェアアップグレード**」とは、ソフトウェアまたは機器に新しい特長および機能強化を追加する、オブジェクトコード形式のソフトウェアまたはファームウェアのリリースを意味します。

「**スタートアップアシスタンス**」とは、スケジュール「機器、ソフトウェアおよびプロフェッショナルサービス」に示されている、設置時にミラクロンジャパンサプライが提供する認定オペレータープロダクションサポートを意味します。

「**サポート開始日**」スケジュールとは、「テクニカルサポートプラン」で指定された、ミラクロンジャパンサプライが提供するテクニカルサポートプランの開始日を意味します。

「**サポートプラン**」スケジュール「テクニカルサポートプラン」に詳述されているように、お客様が購入した権利のレベルを設定するテクニカルサポートを意味します。

「**サポートサービス**」とは、スケジュール「サポートサービス」に詳細に記載されている機器とソフトウェアのメンテナンスおよびサポートサービスを意味し、以下を含みますがこれに限定されません。スケジュール「機器、ソフトウェアおよびサポートサービス」で定義されている標準トレーニングに加えた追加のトレーニング（オプションまたは必須）、機器の変更、遠隔オンラインサポート、およびその他のプロセス改善サービス。

「**トレーニング**」とは、機器および/またはソフトウェアの使用および操作においてミラクロンジャパンサプライが提供する教室またはオンサイトトレーニングを意味し、（特に明記しない限り）トレーニングの価格は機器および/またはソフトウェアの価格に含まれます。

「**IVAT**」とは、適用法に基づく課税対象となる付加価値税およびその他の適用可能な税金および義務、または類似の課税を意味します。これらは、該

当する課税対象となる供給を行う際に関連する適用法に従って課されるものとします。

「保証期間」とは、下記のセクション6に示されている内容を意味します。

- 1.2. 本契約の見出しは便宜上のものであり、その意味や解釈には影響しないものとします。
- 1.3. 単数形aの意味を持つ言葉には、複数形の意味も含まれるものとします。
- 1.4. 書面または文書に対する言及には、電子メールでのコミュニケーションが含まれます。

## 2. 合意。

- 2.1. ミラクロンジャパンサプライ は、本契約に記載または参照される契約条件についての表に示されたように消耗品の販売、お客様への機器の賃貸および/またはライセンスについて同意し、お客様は消耗品の購入および ミラクロンジャパンサプライ からの機器の賃貸、および/またはライセンスについて同意します。本契約の目的上、「賃貸」という表現は、財政的な賃貸ではなく、オペレーション上の賃貸として理解されなければなりません。
- 2.2. お客様が送信するすべての発注書は、ミラクロンジャパンサプライ が単独の裁量で受け入れない限り効力を持たず、契約を明示的に参照したり本契約に従属しない限り効力を持ちません。消耗品の注文は、最低注文価格、数量および最大頻度に従います。
- 2.3. すべての発注は、利用可能な場合には ミラクロンジャパンサプライ のオンライン発注手続きを使用して実施するものとします。オンライン発注プロセスが利用可能な場合、他の手段（電話、ファックス、郵便、電子メールなど）を使用した発注には、当事者間で別段の合意がない限り、当該処理に対する追加の処理努力（手間）を反映するために追加料金が課されることがあります。
- 2.4. 本契約および本 ミラクロンジャパンサプライ T&C の条件には、両当事者間の完全な合意が含まれており、ミラクロンジャパンサプライ とお客様とのすべての以前のビジネス条件は、当該対象に関してキャンセルされます。その他の契約条件は本契約の一部をなすものではありません（お客様が発行した発注書、承認書またはその他の書類の下で適用することを主張する条件を含むがこれに限定されません）。

## 3. 契約の期間と終了。

- 3.1. 契約の期間。 本 ミラクロンジャパンサプライ T&C に記載の条件に基づく早期の終了に従って、本契約の期間は、発効日に始まり、本条件3.1に記載のように延長されない限り、当初の賃貸レンタル期間の完了時に失効します。場合によって、当初賃貸期間または更新期間（本文章にて定義）の終了から少なくとも90日前にいずれかの当事者が他方の当事者に更新しないことを書面にて通知しない限り、本契約の期間は12ヶ月の期間連続（各「更新期間」）して継続するものとします。当初の賃貸期間は更新期間とともに賃貸期間と呼ばれるものとします。
- 3.2. 契約完了。 契約完了後、お客様がセクション4.2に記載されているように機器を購入しないことを選択した場合、お客様は最初の賃貸期間または更新期間の終了から30日以内に ミラクロンジャパンサプライ に機器を安全に返却するために必要な費用を負担するものとします。
- 3.3. 債務の不履行。 以下のイベントが1つでも発生すると、本契約においてお客様は不履行とされます（以下、「債務の不履行」）。
  - 3.3.1. 支払い義務がある場合にお客様が本契約において支払いを行わなかった場合。
  - 3.3.2. お客様が本契約または ミラクロンジャパンサプライ との他の契約における保証、表明、または他の義務に違反し、かかる違反について30日以内に是正しなかった場合、またはそれより短い場合は、かかる違反について ミラクロンジャパンサプライ がお客様にかかる違反がある旨を伝える通知を送付した後の本契約または他の契約に記載の適切な猶予期間内に是正しなかった場合。
  - 3.3.3. お客様が ミラクロンジャパンサプライ との何らかの義務または契約において不履行となった場合。
  - 3.3.4. 機器を押収または拘束するための訴訟または訴訟手続きにおいて強制執行または訴状の令状が発行された場合。
  - 3.3.5. 本契約において要請されている場合に、お客様が機器を ミラクロンジャパンサプライ に提供できなかった場合。
  - 3.3.6. お客様が、お客様自身またはお客様の負債に関して自己破産または清算、会社更生または他の救済措置を模索する他の法的手続きを認めることを開始、または共同行為を実施する場合。または管財人、受取人、清算人、管理人、または他の同様の役人の任命を模索する場合。またはかかる救済措置、かかる役人の任命、その財産の一部の所有権の獲得、強制破産の開始またはそれに対して開始された他の法的手続き、その債権者のために一括譲渡することに同意する、あるいは異議の申し立てができない場合。
  - 3.3.7. お客様が支払い不能となった場合または期限の到来した債務をほとんど支払うことができなかった場合。  
お客様は、債務不履行事由の発生、または通知もしくは時間の経過、またはその両方により不履行事由となる可能性のある事象または状況の発生または存在について、速やかに ミラクロンジャパンサプライ に通知するものとします。
- 3.4. 債務不履行の結果。 債務不履行が発生した場合、ミラクロンジャパンサプライ は単独の裁量で本契約を終了および/または以下の一部または全部の救済策を実施する場合があります。
  - 3.4.1. ミラクロンジャパンサプライ の書面による要請が届き次第、お客様がお客様の費用で、ミラクロンジャパンサプライ が機器を取り外せるようにし、裁判所の命令または他の法的手続きなしに ミラクロンジャパンサプライ が機器を取り戻せるようにすること。
  - 3.4.2. 本契約に基づき支払われるべきすべての金額を直ちに支払うべきであると宣言し、お客様からの損害賠償を請求すること。
  - 3.4.3. ミラクロンジャパンサプライ とお客様との間のソフトウェアライセンスおよびサービスの提供を終了すること。
  - 3.4.4. 適用法において別の形式で ミラクロンジャパンサプライ が使用可能な場合がある権利または救済措置を含む法律上または衡平法上の救済措置を実施すること。

お客様は、本契約またはその契約条件を ミラクロンジャパンサプライ が実施することにおいて、または関連して発生するあらゆる法的手続きにおけるすべての収集費用および弁護士費用を、罰金としてではなく損害として支払うものとします。これには、仲裁、民事訴訟、破産手続き、調停、および判決後の法的措置または不服申し立てが含まれますが、これらに限定されません。いずれかの救済方法における ミラクロンジャパンサプライ の作為または不作為は、本契約における選択の制限もその他の救済方法の権利放棄もお客様の機器の返却または本契約に関連した紛争または請求の義務からの解放を構成するものではなく、本契約において債務不履行以前に生じたものも未払いの賃貸料に対して損害を回復または証明する ミラクロンジャパンサプライ の権利を害したり、本契約に記載された欠損金に対する訴訟を禁止するものとはみなされないものとし、お客様に対する判決の執行付きの訴訟を提起することは ミラクロンジャパンサプライ がすべての機器を再所有する権利を除外するものではないものとします。ミラクロンジャパンサプライ の救済措置は、ミラクロンジャパンサプライ の承継人および譲受人が利用でき、適用法により提供されるその他すべての救済措置に追加されるものとし、同時にまたは連続して実施される場合があります。機器を所有または放棄した場合、ミラクロンジャパンサプライ はその自由裁量により、事前の通知および公的または私的な入札のあるなしに関わらず、自己の勘定において機器を保持および運用する、または適切であると思うように機器を賃貸、販売または別の方法で廃棄する場合があります。お客様は、不備がある場合にはどのような場合でも ミラクロンジャパンサプライ に対して責任を負うものとします。

## 4. 危険負担、所有権、保険および連携。

- 4.1. 機器の危険負担。 お客様は本契約書により、あらゆる理由による機器の紛失、盗難、損傷または破壊のすべての危険を引き受けます。これには、異常なまたは早期の摩耗による経済的な損失、または所有権の公用収用、押収、差し押さえまたは徴用あるいは政府機関による機器の使用が含まれますがこれらに限定されず、かかる損失がお客様の施設への機器の納品から機器が ミラクロンジャパンサプライ または ミラクロンジャパンサプライ が書面により指定した他の法人によって取り外されるまで継続する保険の対象となっているか否かを問いません（以下、「損失」と総称）。いかなる損失も、本契約におけるお客様の債権債務関係を害するものではなく、効力を維持するものとします。損失が発生した場合、お客様はその損失および関連するすべての詳細および本契約に関連した訴訟について直ちに書面により ミラクロンジャパンサプライ に通知し、損失の日から30日以内に機器を修理し、紛失直前と同様の良好な状態および使用可能な状態に回復させるものとします。

**4.2. 機器の権原の譲渡。** 賃貸期間満了後、ミラクロンジャパンサプライの裁量により、お客様には機器を購入する権利が与えられます。この購入は、ミラクロンジャパンサプライの関連するコマーシャルオファーに記載された条件に従って行われるものとします。その完了後、それぞれの機器の権原はお客様の利益となるよう譲渡され、その時点でミラクロンジャパンサプライはいかなる機器の保証に対しても責任を負わなくなります。

**4.3. 本機器の担保権。** お客様はミラクロンジャパンサプライが本機器のすべての権利(受益所有権を含む)、権原および利益を保持することを認めます。両当事者の明確な意図にもかかわらず、法律の運用または別の方法により本機器の権原がお客様に譲渡または譲渡されたものとみなされる場合、本契約においてお客様はミラクロンジャパンサプライに本機器におけるミラクロンジャパンサプライの権利、権原および利益を完全に保護し、本契約においてお客様が支払うべきすべての金額を保証するために必要な範囲で本機器における担保権を供与します。これには、譲渡担保、質権、所有権留保、および先取特権が含まれますが、これらに限定されません。ミラクロンジャパンサプライは、適用法における担保権者に供与される本機器に関するすべての権利および救済方法の権利を有します。お客様は、ミラクロンジャパンサプライの本機器における利害に反する本機器に対する請求に対しミラクロンジャパンサプライを防御し補償するものとしますが、これはミラクロンジャパンサプライの重大な過失または故意の不正行為に関連するまたは起因する請求に対しては適用されないものとします。お客様は、どのような時でも本機器についてのミラクロンジャパンサプライの所有権を示すラベルまたは他の識別マークを取り外し、覆い隠し、不明瞭化または消去しないものとします。

**4.4. お客様の協力。** お客様およびその下請業者(存在する場合)は、ミラクロンジャパンサプライの財産に関する詐欺および盗難に関する調査においてミラクロンジャパンサプライおよび/またはその保安システムのコンサルタントに遅滞なく全面的に協力します。お客様のサイト、記録および人員へのアクセスは、不当な理由なく拒否することはできません。お客様は、その下請業者(存在する場合)から、下請業者が本セクション4.4に同意し、ミラクロンジャパンサプライの調査にいかなる種類の遅滞または妨害もなく全面的に協力するという書面による合意を受け取ります。

**4.5. 機器の撤去。** 契約が終了または満了した時点で、ミラクロンジャパンサプライはミラクロンジャパンサプライの負担にて機器の所有権を回復する権利を有します。お客様は、本契約の終了または満了の日から15日以内の通常の業務時間内にミラクロンジャパンサプライに機器を引き渡せるようにするものとします。お客様は、お客様が所有している間は機器の損失、損傷または過度の摩耗について責任を負うものとします。お客様はそのような損失、損傷、または過度の摩耗について請求され、請求書の日付から30日以内に支払います。

**4.6. 保険費用。** お客様は、本契約の全期間中もしくはすべての機器を返却するまで、以下の最低補償範囲を確保し、維持するものとします。(a) 適用法により要求される作業員の補償および従業員の損害賠償保険の限度額\$1,000,000。(b) 製品/完了した作業および1件あたりの最低限度額\$1,000,000.00の契約責任補償を含む企業包括賠償責任保険、および適切な倍は統合された単一の傷害および対物賠償の合計で\$1,000,000.00。(c) 機器の合意価格以上の額の地震および洪水を含む各契約項目についての全危険負担物理的損害保険。上記の条項(b)および(c)で求められる保険契約に基づいて、ミラクロンジャパンサプライはかかる保険契約において適切な場合その利益が表示される追加の被保険者および損失支払先として記載され、かかる各保険契約にはミラクロンジャパンサプライに提供される補償範囲はお客様の行為または不作為によって撤回、減損または無効化されないことが保証されるものとします。上記の条項(a)および(c)で求められる保険契約に基づいて、お客様は代位権を放棄し、保険業者に代位権を放棄させることに同意します。いずれの場合もかかる権利はミラクロンジャパンサプライに対して、およびあらゆる損失および損害について存在する場合があります。すべての保険契約には、重大な変更、解約、または補償を更新しないこととなった場合、ミラクロンジャパンサプライに少なくとも30日前に書面にて通知することを保険者に求める条項が含まれるものとします。本契約を締結すると、お客様はミラクロンジャパンサプライに対し、保険証券、またはかかる保険の補償範囲が有効であることを示すのに十分な他の証明書を提供するものとします。ただし、ミラクロンジャパンサプライが保険の補償範囲の存在を保証したり調査したりする義務を負うことはなく、かかる保険の補償範囲が本契約の要件を順守していなかった場合でもお客様に通知する義務を負わないものとします。お客様は、さらに保険証券の写しをその後も毎年ミラクロンジャパンサプライに提供するものとします。お客様が保険を調達または維持できない、あるいは本契約の他の条項を順守できなかった場合、ミラクロンジャパンサプライはお客様の代わりにかかる保険を契約するまたはコンプライアンスを実施する権利を有しますが、その義務を負うことはないものとします。その場合、かかる保険またはコンプライアンスを有効にするためにミラクロンジャパンサプライにかかる費用はすべて、追加の賃貸料とみなされ、要請があり次第、お客様からミラクロンジャパンサプライに支払われるものとします。お客様は、ミラクロンジャパンサプライを、機器の公用収用、押収、差し押さえまたは徴用について支払われるすべての裁定額または他の補償に関するかかるすべての保険および別の形式における保険料の損失または損傷または返却についてのすべての文書、小切手または草稿の請求を行い、支払いを受領し、作成または裏書する実際の弁護士として指名します。

**4.7. 消耗品の危険負担および所有権。** 消耗品の損失または損傷の危険負担は、該当するインコタームズで規定されているとおり、ミラクロンジャパンサプライからお客様に移転されるものとします。

## 5. 価格および支払い。

**5.1. 価格および請求の頻度。** お客様は、スケジュール「価格表」に記載された賃貸料金を支払うものとします。ミラクロンジャパンサプライは、お客様に月次で後払い請求します。お客様は、本契約において合意された支払条件に従い、本商品の代金を全額、清算された資金で支払うものとします。請求書に記載されている以外の通貨での支払いはできません。ミラクロンジャパンサプライが別途合意しない限り、支払いは電子資金送金によって行われるものとします。お客様が支払うサービス料金は、当該サポートサービスが関係する期間より前に完全に支払われるものとします。

**5.2. 支払い時期は何よりも重要であり、お客様が期日に金額を支払わなかった場合、お客様は直ちに不履行になるものとします。** ミラクロンジャパンサプライは、ミラクロンジャパンサプライの他の権利を侵害することなく、追加の通知も行うことなく、製品の発注の取り消し、商品の発送の延期、サービスの一時停止、支払い期間の変更、商品の回収、本契約の終了を行うことができます。また、ミラクロンジャパンサプライは、支払期日から延滞した金額に対する正式な事前通告料を支払う必要なしに、自動的に、実際の支払いが延滞残高の1.5%の月次レートで受け取られるまで、支払日からのすべての延滞金額について利子の請求を行うことができるのに加え、あらゆる管理費や法的費用も請求できます。お客様からミラクロンジャパンサプライへのその他の未払いの金額についても、直ちに支払いの義務が生じるものとします。

**5.3. サポートサービス価格の変更。** サポートサービスの価格は、初回サポート期間中またはその後いつでも変更されることがあります。加えて、ミラクロンジャパンサプライは、本契約期間中はいつでもサポート料金を見直す権利を留保します。この見直しの結果、お客様の価格が変更された場合、ミラクロンジャパンサプライは、変更が実施される少なくとも30日前にこれらの変更を書面でお客様に通知します。このような変更は、請求書の価格の修正に反映されます。

**5.4. 追加費用項目。** ミラクロンジャパンサプライは、以下のようなミラクロンジャパンサプライが負担する可能性のある追加費用について、サポートプランまたはソフトウェアサポートライセンスのもとでお客様に請求する権利を留保します。

**5.4.1. 機器およびソフトウェア。** お客様が(a) 機器またはソフトウェアの構成を変更した場合、または(b) 機器またはソフトウェアの納入または設置を延期した場合、ミラクロンジャパンサプライからの請求の対象となります。

**5.4.2. サポートサービス。** サポートサービスを以下のいずれかの結果として提供している場合、時給賃金、部品、ゾーン割増し額(該当する場合)、および合理的な費用(旅行、宿泊施設、食費および関連費用(通信費を含む))は無制限でミラクロンジャパンサプライからの請求の対象となります。

**5.4.2.1.** ミラクロンジャパンサプライ、認定保守技術者または認定オペレーター以外の者によって、機器およびソフトウェアが修理、改造、機能追加、または保守または改ざんされた場合。

**5.4.2.2.** ミラクロンジャパンサプライまたはその代理店以外の第三者による過失または不正行為または不作為により機器に損傷が生じた場合、または誤使用、移転、輸送、空調、湿度管理、静電気放電、外部電界、または事故、停電、サージ、災害、火災、洪水、水、風、雷などの外的要因によって機器に損傷または損失が生じた場合。

- 5.4.2.3. お客様が、(1) ミラクロンジャパンサプライ から使用について承認またはライセンス認可されていないハードウェアまたはソフトウェア、(2) 最新リリースのソフトウェアアップグレードをしていない、または最新のソフトウェアアップデートを含んでいないソフトウェアのバージョン、または(3) 機器との併用についてミラクロンジャパンサプライ から認可されていない消耗品を使用して機器を操作した場合。
- 5.4.2.4. サポートサービスが、サポートプランまたはソフトウェアサポートライセンスで規定されている時間外に提供された場合、またはお客様がサイトおよび/または機器へのアクセスを適時に提供できなかった場合。
- 5.4.2.5. 緊急週末オンコールサポートサービスが提供された場合。
- 5.4.2.6. お客様がミラクロンジャパンサプライ が求めるインターネット接続を有していない場合。
- 5.4.2.7. ミラクロンジャパンサプライ がお客様の要請により自己インストール可能な機器を設置した場合。または、
- 5.4.2.8. 交換部品がミラクロンジャパンサプライ の指示に従って返却されていない場合。
- 5.5. 消耗品価格は変動します。この条項は、スケジュールに価格変動がない場合にのみ適用されます。スケジュール「消耗品/価格設定」に反するいかなる規定にかかわらず、ミラクロンジャパンサプライ は30日前に通知することでいつでも消耗品価格を変更する権利を留保します。スケジュール「消耗品」を損なうことなく、少なくとも30日前に書面でお客様に通知することで、燃料、関税もしくは輸送費、または原材料費の大幅な上昇を補填するためにいつでも追加料金を導入できる権利を留保するミラクロンジャパンサプライ の一時的な追加料金も、どの見積価格にも含まれていません。このような変更は、請求書の価格の修正に反映されます。請求価格は、発注日の時点で決定されます。
- 5.6. 本契約における価格には以下については含まれておらず、お客様は以下について支払いを行うものとします。(i) 追加の工具または機器に対するコスト(例えば、クレーン、フォークリフト)、および保管エリアから設置エリアまでの機器の搬送費全般)、(ii) VAT、(iii) 輸出/輸入関税、またはその他の通関手数料(該当する場合)、(iv) 保管およびリギング。本ミラクロンジャパンサプライ T&Cのセクション11.2および12.2を含め、本契約で参照される追加費用が適用される場合があります。
- 5.7. ミラクロンジャパンサプライは、ミラクロンジャパンサプライ の請求書に記載された日またはそれ以前に支払いを受けることを条件としてクレジットファシリティを付与し、支払期日またはそれ以前に支払いが行われなかった場合、クレジットファシリティを直ちに撤回することができます。この場合、すべての未払い金額の支払いについては期限の利益を喪失し、直ちに支払いの義務が生じるものとします。ミラクロンジャパンサプライ は、いつでも予告なしにお客様のクレジットファシリティを適応させる権利を留保します。お客様は、財務状態が悪化した場合、ミラクロンジャパンサプライ に通知するものとします。
- 5.8. お客様の財務諸表。 ミラクロンジャパンサプライ より要請があった場合、お客様とのクレジットファシリティを確立または継続するため、お客様はミラクロンジャパンサプライ に過去18ヶ月以内の最新の監査済みまたは承認済みの財務諸表のコピーを提供するものとします。
- 5.9. ミラクロンジャパンサプライ が要請する貿易金融商品(信用状、文書信用状など、ただしこれに限定されない)に関連するすべての費用は、お客様のみが負担するものとします。
- 5.10. 本契約に特に明記されている場合を除き、すべての価格および料金には、VAT請求書の日付において有効なレートで追加的に支払われるVATは含まれません。
- 5.11. ミラクロンジャパンサプライは、受け取った支払いを未払いの請求書に充当することができます。
- 5.12. お客様へのレポート許容量またはその他の金額は、(i) クレジットノートで処理され、お客様がミラクロンジャパンサプライ に支払うべき未払い金額の相殺に使用されるか、または(ii) 相殺が不可能な場合、お客様の銀行口座(お客様がミラクロンジャパンサプライ に支払うのと同じ銀行口座)への電子決済により処理されます。
- 5.13. 相殺。 ミラクロンジャパンサプライ によるすべての金額は、控除、源泉徴収または銀行の振替手数料(適用法で要求されるものを除く)なしで期限内に全額、決済資金の形で支払われるものとし、お客様は、すべてまたは一部の源泉徴収を正当化するためにミラクロンジャパンサプライ に対し相殺または反訴を主張しないものとします。本契約、本ミラクロンジャパンサプライ T&C またはその他のいずれかに基づくかを問わず、ミラクロンジャパンサプライ がお客様に対していかなる責任を負う場合でも、その権利または救済手段の放棄または制限を行わずに、ミラクロンジャパンサプライ は、ミラクロンジャパンサプライ がお客様に支払うべき総額について、適用されるVATの支払いを含む当該責任の金額を相殺することができます。
- 5.14. 本契約に基づく支払いが残っており、製品の権原がお客様に移転されたとみなされる場合、お客様は本契約によりミラクロンジャパンサプライ に製品およびそのすべての収益に対する担保権を付与するものとします。お客様は、かかる担保権を完全なものとし、かつ保護するために、ミラクロンジャパンサプライ が合理的に要請する行動を取ることに同意するものとします。お客様は、ミラクロンジャパンサプライ が製品を対象としたUCC-1融資明細書または関連法域で適用される同様の法的手段(以下「融資明細書」)を提出できることを認めるものとします。お客様はここに、法律で認められている場合、ミラクロンジャパンサプライ がお客様の署名なしで融資明細書および継続明細書または修正案を提出する権限を付与します。お客様の署名なしでの提出が法律で認められていない場合、お客様はミラクロンジャパンサプライ の要請に応じて必要な情報を提供し、融資明細書に署名することに同意するものとします。

## 6. 保証。

6.1. 消耗品の保証。 ミラクロンジャパンサプライ は、納入時および納入後2ヶ月間、当該仕様に従って保管および使用されている場合、消耗品が当該仕様に準拠することを保証します。消耗品についてのこれ以外の保証はありません。お客様からのクレームが発生した場合、ミラクロンジャパンサプライ の責任は、ミラクロンジャパンサプライ の判断により、(i) クレーム対象の消耗品の交換、または(ii) 当該消耗品の費用の返金に限定されるものとします。フィルタおよび電球などの消耗品については保証はありません。

## 7. 納入。

7.1. ミラクロンジャパンサプライ は、本契約で定められた日に、またはミラクロンジャパンサプライ が別途通知した日に、製品を納入するための合理的な努力を行うものとします。納入期日は見積もりを過ぎず、ミラクロンジャパンサプライ は当該期日以内に納入できなかった場合でも責任を負わないものとします。

7.2. セクション 17.3 に規定する不可抗力による遅延が発生した場合、ミラクロンジャパンサプライ は予告なしに納入を延期するか、または責任を負うことなく発注をキャンセルする権利を有するものとします。

7.3. 本契約は、本契約の有効期間中における、お客様への注文製品の納入を対象とします。各注文は、それぞれ独立した契約として扱われ、本契約の条件が適用されるものとします。各注文は、さらなる納入に先行して1つの条件として支払期日に支払われるものとします。商品の注文における瑕疵は、残りの注文および本契約の取り消しの根拠にはなりません。

7.4. お客様は、本契約および本ミラクロンジャパンサプライ T&Cの遵守を確実にするために、商品納入時に直ちに商品の検査を実施するものとします。

### 7.4.1. 出荷メモ。

不完全な納入/製品の発注漏れが発生した場合、本セクションの条件に従って製品を納品してから24時間以内に書面でミラクロンジャパンサプライ に報告する必要があります。出荷メモは、納入ごとに発行されます。お客様またはその代理人は、発注の受領を確認する出荷メモに署名および記名する責任があります。不足または損傷がある場合、納入が完了する前に、出荷メモにその旨を明記する必要があります。出荷メモに記載されていない不足または破損に対する申し立ては受け付けられません。

#### 7.4.2. 不達。

お客様は、商品請求日から7日以内に、不達または請求書の問い合わせについて、ミラクロンジャパンサプライ に書面で通知する必要があります。

#### 7.4.3. 苦情と返品。

- 7.4.3.1. お客様は、納入から5日以内に、納入時の検査では合理的に明らかでなかったがさらなる検査で合理的に明らかになったカートンの不足または損傷について ミラクロンジャパンサプライ カスタマーサービスに書面で通知するものとします。
- 7.4.3.2. お客様は、納入時の検査では合理的に明らかでなかった商品の欠陥について、欠陥が発見されてから2日以内に、ミラクロンジャパンサプライ に書面で通知するものとします。
- 7.4.3.3. 消耗品または部品に関する品質の苦情については、個体識別番号とともに報告された欠陥を示す消耗品または部品を添付する必要があります。
- 7.4.3.4. ミラクロンジャパンサプライ は、リスクがお客様に渡る日以前に消耗品または部品に損傷または不具合が発生していると判断した場合、それらについて無償で修理または交換するか、またはその裁量により、お客様に消耗品または部品の価格についてクレジットを行います。セクション7.4.3.5 に従って、交換またはクレジットされた消耗品または部品は、ミラクロンジャパンサプライ に返却するものとします。ミラクロンジャパンサプライ がお客様に当該消耗品または部品の保持を許可した場合、クレジットは当該消耗品または部品の回収またはスクラップ価値により減少されるものとします。ミラクロンジャパンサプライ は第三者またはお客様からの自己宣言のいずれかによる破壊証明書を要請する権利を留保します。
- 7.4.3.5. 商品は、ミラクロンジャパンサプライ の事前の合意がある場合のみ、ミラクロンジャパンサプライ に返品することができます。その際、ミラクロンジャパンサプライ は回収の手配を行い、回収ノートを発行します。それ以外の場合については、ミラクロンジャパンサプライ は商品の損失または損傷の責任を負わないものとします。

### 8. 機器およびソフトウェアの設置/インストールのトレーニングと安全に関する情報。

- 8.1. 自己設置/インストールが可能な機器を除き、ミラクロンジャパンサプライ は相互に合理的な時間にお客様のサイトで機器を設置するものとします。設置前にお客様は、ご自身の費用で、ミラクロンジャパンサプライ および適用法で定められている該当するサイトの準備をすべて完了するものとします。お客様のサイトでの設置の完了時、ミラクロンジャパンサプライ の代理人は、機器および/またはソフトウェアが正常に設置/インストールされ、ミラクロンジャパンサプライ が設置/インストールを完了した旨の報告書をお客様に提出するものとします。
- 8.2. スケジュール「機器、ソフトウェアおよびプロフェッショナルサービス」に記載されている場合、ミラクロンジャパンサプライ はトレーニングおよびスタートアップアシスタンスを提供するものとします。お客様は、設置/インストール前にすべてのトレーニングをスケジュールする責任があります。ミラクロンジャパンサプライ のトレーニングは、設置/インストールの完了から30日以内に完了しなければなりません。トレーニングのスケジュールまたは完了の不履行は、本契約に基づく支払いを遅らせる原因とはならないものとします。スケジュール「機器、ソフトウェアおよびプロフェッショナルサービス」に別途記載がない限り、教室でのトレーニングはミラクロンジャパンサプライ の施設で行われ、お客様はトレーニングに関連して発生したすべての旅費、生活費およびその他の費用について責任を負うものとします。
- 8.3. お客様は、製品に関して ミラクロンジャパンサプライ から提供されるすべての安全性に関する情報が、お客様の従業員、請負業者、代理店、または製品ユーザーに渡されることを保証するものとします。お客様は、商品の安全性に関する情報を改ざん、隠蔽または除去してはなりません。

### 9. 商品の再販の制限。

お客様は、プロフェッショナルエンドユーザーとして製品を購入していることを表明します。法律に別段の記載のない限り、製品は社内の業務目的にのみ使用され、再販されません。お客様が製品を再販していることを ミラクロンジャパンサプライ が合理的に確信した場合、ミラクロンジャパンサプライ は製品の注文を拒否する権利を留保します。お客様が製品を再販しているという信頼できる証拠がある場合、本契約の重大な違反とみなされます。

### 10. ソフトウェア。

- 10.1. ライセンス。ミラクロンジャパンサプライ は、本ソフトウェアが、(i) お客様の内部業務目的のために、(ii) 本ソフトウェアがインストールされた単一のコンピュータシステム上で、(iii) 本契約に記載されているお客様の営業所が存在する国で使用される場合に限り、本ソフトウェアを使用するための非排他的かつ譲渡不可能なサブライセンス不可能なライセンスをお客様に付与します。お客様は、ミラクロンジャパンサプライ の許可なく、本ソフトウェアを複数のコンピュータ間でプールまたは共有することはできません。
- 10.2. 所有権。本ソフトウェアの権利または権原はお客様に譲渡されるものではありません。本ソフトウェアに関して商品に関係する「販売」、「セール」、「購入」、「賃貸」または「取得」という用語の使用は、「本契約に含まれる条件に基づくライセンス」を意味するものとみなされます。お客様、代理人または従業員は以下の行為をすることはできません。(i) バックアップの目的でのみ使用される— (1) 部のコピーを除き、ソフトウェアのコピーを行うこと。バックアップのコピーにも、ソフトウェア上に表示される所有権表示およびその他の記号が同様に含まれるものとします。(ii) ソフトウェアのアサイン、移転、変更、機能強化、補填、改変、翻訳、リバースエンジニアリング、リバースアセンブル、解読、逆コンパイル、逆アセンブル、派生著作物の作成、または改善などを行うこと。(iii) ソフトウェアを他のプログラムに統合すること。または (iv) ソースコードを派生させる目的で本ソフトウェアの全部または一部を使用すること。ソフトウェアライセンスの終了時、お客様はソフトウェアのすべての使用を停止し、ソフトウェアを返却するか、またはソフトウェアの破棄(コピーを含む)を証明するものとします。
- 10.3. 第三者の権利。ソフトウェアには、ミラクロンジャパンサプライ に関連のない Adobe Systems Incorporated などのサードパーティーが所有するプログラムが含まれる場合があります。これらの事業体は、本契約の第三者受益者となり、ソフトウェアにおける権利に関連する本契約および本ミラクロンジャパンサプライ T&C の条項を履行することができます。ミラクロンジャパンサプライ は、サードパーティソフトウェアにソフトウェアアップデートを提供する義務を負いません。
- 10.4. EULA。本ソフトウェアの一部は、エンドユーザーライセンス契約(以下「EULA」)の条件に従うことがあります。EULAは、デジタル形式でソフトウェアに統合されており、お客様の承諾を得るためにインストール前に一読することが可能です。本契約の条項、本ミラクロンジャパンサプライ T&C およびEULAの条項は、当該ソフトウェアに関して適用され、EULAのコピーは、要請に応じて ミラクロンジャパンサプライ から入手できます。EULAの条項が本契約の条項に反する場合、EULAの条項を優先するものとします。
- 10.5. ライセンスの移転。セクション10.1および10.2の規定にかかわらず、お客様が本ソフトウェアが動作する機器を販売または譲渡する場合、ミラクロンジャパンサプライ の裁量により、ミラクロンジャパンサプライ またはその親会社、関連会社または子会社の競合企業とみなされない限り、ミラクロンジャパンサプライ は ミラクロンジャパンサプライ の当時の標準の条項、条件および手数料に従い、正当なエンドユーザー(以下「譲受人」)に本ソフトウェアのライセンス供与およびサービスの提供を行うものとします。本セクションに従って本ソフトウェアが譲受人にライセンス供与される限り、本ソフトウェアを使用するお客様のライセンスは、終了したものとみなされます。ミラクロンジャパンサプライ は、お客様のための取り外しのサービス、機器およびソフトウェアの再設置/再インストール、および譲受人のためのサービスを ミラクロンジャパンサプライ の当時の適用料金で提供するものとします。

## 11. サービス。

11.1. サービス。 お客様は、ミラクロンジャパンサプライ が適時に連絡した時点でその責任を果たすものとします。ミラクロンジャパンサプライ は、お客様が適時にその責任を果たせないことに起因する遅延について、責任を負わないものとします。

11.2. サポートサービス。 ミラクロンジャパンサプライ は、お客様とミラクロンジャパンサプライ の具体的な責任を記した該当する作業指示書に従い、サポートサービスを実施します。お客様は、適時に該当する作業指示書に記載されている責任を果たすものとします。サポートサービスは、機器およびソフトウェアの設置/インストールの完了後、妥当な時間内に実施されます。自己設置/インストール可能な製品または自己トレーニング製品については、お客様は、ミラクロンジャパンサプライ がサポートサービスを実施する前に、当該設置/インストールまたはトレーニングを実施する必要があります。サポートサービスは固定期間サービスであり、スケジュール「機器、ソフトウェアおよびプロフェッショナルサービス」に記載されている日に従って、1日7時間ベースで提供されます。追加時間がお客様のサイトで必要になった場合、ミラクロンジャパンサプライ の当時のレートで実費精算（別料金）で提供されますが、スケジュールおよびその地域の供給可能性に制限がかかります。

11.3. 本契約および本 ミラクロンジャパンサプライ T&C の条件に従い、ミラクロンジャパンサプライ は、本契約（本 ミラクロンジャパンサプライ T&C を含む）に規定または言及された条件に基づいて、サポートプランおよびソフトウェアサポートライセンスに従ってサポートサービスを提供するものとします。

### 11.3.1. お客様の責任。

- 11.3.1.1. お客様は、お客様の費用で、(i) ミラクロンジャパンサプライ サービス契約のもと、ミラクロンジャパンサプライ および/または適用法により定められたすべての日常的な保守手順を実行し、サイトを保守するものとします。(ii) すべてのソフトウェアアップデートを迅速にインストールおよび保守し、当該インストールおよび保守に必要となる（またはその結果として必要になる）可能性のある追加の機器またはソフトウェアを調達するものとします。(iii) ミラクロンジャパンサプライ が通常営業時間内にサポートサービスを提供できるように必要なアクセスを提供するものとします。(iv) サポートサービスを提供するために ミラクロンジャパンサプライ が要請する可能性のある支援、情報、サービス、消耗品および設備を提供するものとします。(v) 要請に応じて、交換されたすべての部品をミラクロンジャパンサプライ に速やかに返却するものとします。
- 11.3.1.2. お客様は、Miraclon が機器の修理を行うために出荷された部品の損失または損傷のリスクについて納入後の責任を負います。
- 11.3.1.3. お客様は、製品の不適切な使用または変更により、ミラクロンジャパンサプライ の従業員が被った損害について責任を負うものとします。
- 11.3.1.4. 返却予定の部品はお客様が梱包し、ミラクロンジャパンサプライ は当該部品の回収の手配を行うものとします。お客様が14日以内にこれらの部品の引き取りを許可しない場合、ミラクロンジャパンサプライ は、ミラクロンジャパンサプライ のその時点のレートで、返却予定の部品の相当価格をお客様に請求するものとします。

### 11.3.2. 制限。

- 11.3.2.1. お客様の従業員。 お客様は、保守またはサポートを提供する個人が (i) 認定保守技術者または認定オペレーター、または (ii) ミラクロンジャパンサプライ の指示を受けている者でない限り、ミラクロンジャパンサプライ がサポートサービスを提供している機器および/またはソフトウェアの保守またはサポートをその他の人物に許可してはなりません。上記にかかわらず、お客様は、いかなる場合においても、機器のレーザーコンポーネントの保守またはサポートを、その従業員、請負業者または他の人物に許可してはならないものとします。
- 11.3.2.2. 製品の不適切な使用。環境条件。 ミラクロンジャパンサプライ は、(i) ミラクロンジャパンサプライ がサポートサービスを提供している機器および/またはソフトウェアの不適切な使用、(ii) お客様のネットワークを含むサイトの構成、(iii) 環境条件、または (iv) ミラクロンジャパンサプライ の合理的な判断において機器の「通常使用による摩耗」を超える部品の早期摩耗または故障を引き起こすような方法での機器の操作または使用に関する問題を解決する責任を負わないものとします。
- 11.3.2.3. 消耗品の使用。 お客様は、すべての消耗品について、次の3ヶ月および6ヶ月の期間について、アップデートされた消耗品予測を四半期ごとに提供することが期待されます。ミラクロンジャパンサプライ は、本機器または消耗品での使用のために ミラクロンジャパンサプライ が認定していない消耗品（機器が（例えば、プレートの種類と大きさに関して）その消耗品向けに操作または使用されるように設計または構成されていない消耗品）による機器の操作または使用に起因する問題を解決する責任を負わないものとします。
- 11.3.2.4. ソフトウェアのアップデートおよびアップグレード。 ミラクロンジャパンサプライ は、ソフトウェアのアップデートおよびソフトウェアのアップグレードに関して必要とされるハードウェアのアップグレードについて一切責任を負いません。
- 11.3.2.5. 機器の移転。 サポートプランまたはソフトウェアサポートライセンスの対象となる機器をサイト内の別の場所、あるいは別のお客様サイトに移動する場合、以下の場合には当該機器はサポートプランまたはソフトウェアサポートライセンスのもとでサポートサービスを受ける権利を有します。(i) お客様が当該機器を移動する意思を示す合理的な書面による通知を ミラクロンジャパンサプライ に提出し、かつ、(ii) ミラクロンジャパンサプライ がお客様の新しいサイトでサポートを提供することに合意し、(iii) ミラクロンジャパンサプライ が機器の取り外し、梱包、開梱および再設置時に機器を監督および検査する機会を与えられ、機器が移転後に適切な稼働状態にあることが保証される場合。ミラクロンジャパンサプライ の行為は危機に対する保証を提供するものと解釈することはできません。お客様は、すべての移転費用および関連費用を負担する責任があります。

## 12. 機器およびソフトウェアに係るサービスの解約。

12.1. 追記。 お客様がサポートプランまたはソフトウェアサポートライセンスの対象となる機器およびソフトウェアを所有しており、お客様が追加の機器およびソフトウェアを取得した場合、お客様が保証の満了日の少なくとも30日前に ミラクロンジャパンサプライ に通知しない限り、当該機器およびソフトウェアに適用される保証期間の終了日に、追加料金に対して当該機器およびソフトウェアが自動的に当該サポートプランまたはソフトウェアサポートライセンスに含まれるものとします。このような場合、保証の終了日はサポート開始日とみなされます。

12.2. 新規サポートプランまたはソフトウェアサポートライセンス。 お客様がサポートプランまたはソフトウェアサポートライセンスの対象ではなく、もはや保証対象外の機器またはソフトウェアを所有している場合、またはお客様が中古機器およびソフトウェアを第三者から取得し、お客様が当該機器および当該ソフトウェアに対するサポートプランまたはソフトウェアサポートライセンスを購入したいと考えている場合、お客様は ミラクロンジャパンサプライ の検査および承認を条件として当該行為を実施することができます。お客様は、機器およびソフトウェアを第三者から取得した場合、当該機器およびソフトウェアがサポートプランまたはソフトウェアサポートライセンスに記載される前に、再生産、認定およびライセンス料の支払いを含むがこれに限定されない、ミラクロンジャパンサプライ が要請するあらゆる救済措置をお客様ご自身の費用で講じる必要があります。

### 12.3. キャンセル。

- 12.3.1. 初期サポート期間の終了後、お客様は ミラクロンジャパンサプライ に書面で通知することにより、サポートプランまたはソフトウェアサポートライセンスから機器およびソフトウェアに関わるサービスをキャンセルすることができます。この場合、解除は通知月の月末から3ヶ月後に有効となり、サービス料はそれに応じて調整されるものとします。ソフトウェアがソフトウェアサポートライセンスの対象となる場合、プリペイド（前払い）料金の払い戻しまたはクレジットはありません。上記にかかわらず、お客様がファイナンス会社を通じてプリペイドサポートプランまたはソフトウェアサポートライセンスを調達する場合、お客様は削除を行う前にファイナンス会社から承認を得る必要があります。

12.3.2. ミラクロンジャパンサプライ は、お客様に書面で通知することにより、サポートプランからの機器およびソフトウェアの削除、またはソフトウェアサポートライセンスの終了を行うことができます。この場合、当該通知は、通知を行った月の終わりから3ヶ月間有効になり、サービス料金はそれに準じて調整されるものとします。

### **13. 機密保持。**

13.1. 受領当事者は、本契約の条項および本 ミラクロンジャパンサプライ T&C の条項に従い、その義務を果たす目的のみ、受領した機密情報を使用するものとします。

13.2. 受領当事者は、開示当事者の機密情報を本契約および本 ミラクロンジャパンサプライ T&C における債務履行に必要な範囲に限り従業員、専門アドバイザー、代理人または下請業者に開示する場合を除いていかなる第三者に対しても開示しないことを保証します。受領当事者は、機密情報を開示する第三者が情報の機密保持について通知され、本 ミラクロンジャパンサプライ T&C に記載の負担の多い条件についての機密保持義務に拘束されることを保証するものとします。

13.3. 本セクション13の規定は、以下の場合にはいかなる機密情報にも適用されないものとします。

13.3.1. 受領当事者による本契約の違反または本 ミラクロンジャパンサプライ T&C の違反の結果としてではなく、当該機密情報がパブリックドメインになっているか、またはパブリックドメインになり始めている場合。

13.3.2. 受領当事者が開示当事者から当該機密情報を受け取る前に所有していたことを書面による記録によって示すことができ、当該機密情報が守秘義務に基づき開示当事者または第三者から事前に取得されていなかった場合。

13.3.3. 受領当事者が、合法的に当該機密情報を所有し、合法的に開示することができる第三者からの使用または開示に関して制限なく、受領当事者が書面による記録によって示すことができる場合。

13.3.4. 当該機密情報にアクセスすることなく、受領当事者によって独自に開発された場合。または、

13.3.5. 適用法によって当該機密情報の開示が要求される場合。

13.4. 本セクション13の規定は、本契約の満了または終了後も存続し、本契約の満了または終了日から三（3）年間継続するものとします。

### **14. 知的財産権。**

14.1. お客様は、ミラクロンジャパンサプライ からの書面による許可なく ミラクロンジャパンサプライ の商標を使用しないものとします。本契約または本 ミラクロンジャパンサプライ T&C のいかなるものも、当該権限を暗示するものではありません。

14.2. 本商品に関連する知的財産権は、ミラクロンジャパンサプライ に帰属し（ミラクロンジャパンサプライ のサプライヤが所有している場合を除く）、商品の販売においてミラクロンジャパンサプライ によって留保されます。お客様は、著作権侵害に関して損害賠償その他の救済訴訟を提起する権利を含めて、商品に存在する、または商品に付随する知的財産権の所有者に与えられたいかなる権利、権限、特権および免責の行使をせず、またそれを主張しないものとします。

14.3. ミラクロンジャパンサプライ は、関連するすべての交渉を含む、和解または妥協を図るための防御および/またはすべての決定について、ミラクロンジャパンサプライ に速やかに通知され、情報および支援が示されることを条件として、当該商品の納入国で効力を有する特許を当該商品が侵害する旨のクレームに基づいた訴訟からお客様を守るものとします。本条項は、ミラクロンジャパンサプライ によりまたは ミラクロンジャパンサプライ のために製造されていない商品、ミラクロンジャパンサプライ によりまたは ミラクロンジャパンサプライ のために製造されていない機器またはソフトウェアとともに使用する商品、ミラクロンジャパンサプライ が指定した以外の方法または商品が意図していない目的で使用する商品、顧客の仕様または設計に合わせて特別に製造された商品、または納品後に修正された商品に関する請求を除外します。

14.4. 適格な商品が何らかの特許を侵害し、さらなる使用が適用法で許可されていない場合、ミラクロンジャパンサプライ は、自身の費用で、自らの裁量により (i) 商品を引き続き使用する権利をお客様のために取得するか、(ii) 侵害している商品を侵害していない商品に置き換えるか、(iii) 侵害しないように商品を変更するか、(iv) 当該商品を撤去し、妥当な減価償却額より少ない形で、支払われた購入価格の返金を行うものとします。

### **15. データ保護。**

15.1. 両当事者は、本サービスの履行のために、いずれかの当事者が相手方当事者に個人情報を提供する場合があることを認めます。両当事者は、この個人情報が適用法に従って収集されたこと、および相手方当事者に当該データを提供する権限を有することを表明し、保証するものとします。両当事者は、適用される法律の要件または許可に従って個人情報を処理するものとします。

15.2. 各当事者は、EUの一般データ保護規則（これに限定されない）を含む、特定の国に適用される現地のデータプライバシー法（「プライバシー法」）に基づく義務を常に遵守することを保証します。明確にするために、お客様（およびその関連会社）はデータ管理者（この用語はプライバシー法に定義）として機能し、ミラクロンジャパンサプライ、その関連会社およびサブプロセッサはデータ処理業者として機能します。

15.3. いずれかの当事者が、相手方当事者の個人情報のセキュリティ、機密性または完全性を損なうセキュリティ侵害（適用されるプライバシー法に定義）を認識した場合（以下、「インシデント」）、セキュリティ侵害を認識した当事者は、インシデントを阻止、調査および緩和するための適切な措置を講じるものとします。個人情報保護法の要求に従い、セキュリティ侵害を認識した当事者は、相手方当事者が迅速に対応プログラムを実施できるよう、不当に遅れることなく相手方当事者に通知するものとします。

15.4. お客様は、ミラクロンジャパンサプライ がデータ処理、ホスティングおよび保管目的を含み関連会社、サプライヤおよび下請業者を使用することを認めます。ただし、ミラクロンジャパンサプライ はサービスの品質、および関連会社、サプライヤおよび下請業者がデータ処理業者に適用されるプライバシー法を遵守することについて引き続き責任を負います。

15.5. お客様は、ミラクロンジャパンサプライ に対し、本契約の目的のために使用されるお客様のデバイスから機器およびソフトウェアのデータ（個人データを含む場合があります）を収集することを許可するものとします。

### **16. 責任の除外および限定。**

16.1. 本契約および本 ミラクロンジャパンサプライ T&C のいかなる規定も、ミラクロンジャパンサプライ の過失による人の死亡または負傷に関してミラクロンジャパンサプライ が負う可能性のある責任に影響を及ぼさないものとします。詐欺または不正な虚偽に対する責任、または適用法によって除外することができないその他の責任について限定および除外するものとします。

16.2. セクション16.1に従い、ミラクロンジャパンサプライ またはその親会社、子会社、関連会社、ライセンサー、製造業者、下請業者およびサプライヤの責任は、いかなる場合も、被害を受けた当事者が主張する根拠を問わず、クレーム対象の損害を直接引き起こした特定の製品に対してお客様が支払った実際の金額を超えないものとします。いかなる場合でも、ミラクロンジャパンサプライ またはその親会社、子会社、関連会社、ライセンサー、製造業者、下請業者およびサプライヤは、いかなる理由またはいかなる責任の法理に基づいても、あらゆる種類の特別、結果的、懲罰的損害について責任を負わないものとします。

16.3. セクション16.1に従い、ミラクロンジャパンサプライ、その親会社、子会社、関連会社、ライセンサー、製造業者、サプライヤまたは下請業者は、いかなる場合も、収益、利益、事業、契約またはコスト削減の損失、生産または善意による支払いの損失、本契約から生じる予想される損失、データ損失、原材料、イメージまたはその他のアウトプット、代替機器、設備またはサービスの費用、ダウンタイム費用、または当該損失または損傷に対する第三者からのクレーム、またはあらゆる種類の間接的、付随的、派生的、依存的、特別的損失について、たとえ ミラクロンジャパンサプライ がそのような損失や損害の可能性を認識させられていたとしても、その責任を負わないものとします。

16.4. お客様は、(機器が公共のインターネットに接続されている場合を含むがこれに限定されない)独自のアンチウイルスおよびバックアップデータシステムを含む、独自のネットワークセキュリティを実施する責任があります。セクション16.1に従い、ミラクロンジャパンサプライは、お客様データの損失、ネットワークのセキュリティおよび/またはウイルスの侵害のあらゆる可能性に関して、責任またはその他の義務を一切負わないものとします。お客様は、インターネットに関するセキュリティ侵害に関連する第三者のクレームおよび損失に対して、ミラクロンジャパンサプライ、その親会社、子会社、関連会社、サプライヤ、ライセンサー、下請業者および製造業者を補償し、保護し、損害を与えないものとします。

16.5. ミラクロンジャパンサプライ およびその親会社、子会社、関連会社、ライセンサー、下請業者、製造業者およびサプライヤは、ミラクロンジャパンサプライの認定を受けていない他のメーカーのハードウェア、メディアまたはソフトウェアと商品の併用により不具合が生じた場合、その責任を負いません。

16.6. ミラクロンジャパンサプライが提供したものでないミラクロンジャパンサプライが製造したものでない商品の場合、当該商品に関するミラクロンジャパンサプライの責任は、当該サプライヤから示された保証に基づき、ミラクロンジャパンサプライによって回収された金額に限定されるものとします。

#### 17. その他。

17.1. **法律の遵守。** 両当事者は、常に、重要な点において適用法令を遵守することに同意します。上記には、すべての適用される贈収賄防止及び汚職防止法が明示的に含まれています。これには、2010年贈収賄法(英国)、1977年海外腐敗行為防止法(米国)、および当事者に適用される贈収賄防止、汚職防止、商業贈収賄、マネーロンダリング、またはテロ資金調達に関する追加の法律も含まれますが、これらに限定されません。

17.2. **制約の割り当て/変更。** お客様は、ミラクロンジャパンサプライの事前の書面による同意なしに、本契約または本ミラクロンジャパンサプライT&Cの義務を譲渡してはならず、いかなる行為も委任または下請け契約を結ぶこと、または支配権の変更同意または許可することはできないものとします。この同意は理由なく保留されないものとします。ミラクロンジャパンサプライは、本契約が関連する事業または資産の売却に関して、または製品の販売/ライセンス供与/供給に関して本契約においてその全部または一部の権利および義務を譲渡すること、または当該義務について下請け契約を結ぶこと、または制限なしにその関連会社を通じて当該義務を履行することができます。

17.3. **不可抗力。** いずれの当事者もストライキ、ロックアウト、労働争議または労働力不足、暴動、革命、動員、戦争、疫病、パンデミック、輸送難、必要な物資、生産設備または輸送手段の入手困難、労働困難、機械の故障、事故、火災、洪水または嵐、サプライヤの倒産、天災、サボタージュ、社会不安、政府が課した制限または禁輸措置、市民または軍事当局の行為、適用法、物資、金物類または輸送手段の入手不能、他方の当事者または第三者が供給した不正確な、遅延したまたは不完全な仕様、図面またはデータ(以下、「**不可抗力**」と総称)を含むその合理的な支配の及ばない原因のために履行が商業的に不可能になった場合、損失、損害、拘束、または遅延について他方の当事者に対して責任を負わないものとします。不可抗力による履行の遅滞が生じた場合、本契約に記載された日付は、遅滞を補償するために必要な合理的な期間まで延期されるものとします。

17.4. **制裁/輸出管理。** お客様は、制裁及び輸出管理に関する法律及び規制がお客様に適用される範囲において、これを遵守するものとします。

17.5. **改正、変更。** 本契約の改正または変更は、書面で行われるものとし、両当事者の許可を受けた代理人によって署名されるものとします。それ以外の場合は効力を持たないものとします。

17.6. **権利放棄。** 権利または救済措置を行使する際のミラクロンジャパンサプライの瑕疵または遅滞は、それらの権利放棄またはその後の強制権を構成するものではありません。

17.7. **分離条項。** 本契約の一部が執行不能となった場合、残りの規定の有効性は影響を受けません。

17.8. **表現。** 本契約の主題に関して、本契約の条項は、両当事者またはその顧問間におけるすべての事前草案、合意、取り決め、理解、口頭または書面によるものかどうかを問わず、提供された声明、表明、条件、保証、ギャランティ、提案、連絡および理解に優先します。各当事者は、本契約の締結において、本契約に記載されていない声明、表明、条件、保証、ギャランティ、提案、コミュニケーションおよび理解に依拠するものではなく、救済措置を講じないものとします。この条件のいかなるものも、詐欺または不正な虚偽に対する責任を制限または排除するものではありません。

17.9. **履行。** 各当事者は、(i)過去の支払い額の回収に関連して、また、(ii)相手当事者が本契約の条項を履行することに成功した場合、相手当事者が被ったすべての費用(法的手数料およびその他の訴訟費用を含む)について責任を負うものとします。

17.10. **通知。** 本契約に基づいて提供されるすべての通知は、書面によるものとし、以下の場合に正当なものであるとみなされます。個人的に送付される場合、または第1種郵便(または国際的に送付される場合は航空便)によって郵送される場合、当事者宛てに宅配便によって送付される場合。上記の宛先は以下で示されます。本契約の見出しに記載されている住所、または随時通知される可能性のあるその他の住所。これらは、個人的に送付した時点で、または第1種郵便で送付された日の2日後(または航空便で送付された場合は送付された日の3日後)において提供されたものとみなされます。

17.11. **契約の締結。** 本契約は、電子的手段によって締結することが可能です。署名のFAX送信が認められています。両当事者の承認を受けた代表者による署名により効力が生じます。

17.12. **法的管轄。** 本契約および本契約に関連するすべての事項は、日本法に準拠して解釈されるものとし、各当事者は東京地方裁判所の専属管轄権に服するものとします。ただし、いずれの当事者も、他の管轄地域において東京地方裁判所による裁定、判決または決定を行使する権利を有するものとします。ミラクロンジャパンサプライは管轄権を有する裁判所であればどこでも手続きを開始することができます。本契約は国際物品売買契約に関する国際連合条約(1980年)の対象とはなりません。